

楡形山及び伊奈ヶ湖周辺保全活用基本構想策定業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、「楡形山及び伊奈ヶ湖周辺保全活用基本構想策定業務」（以下、「本業務」という。）に適用する事項を示すものとする。

2 業務の目的

山梨県立南アルプス巨摩自然公園内に位置する楡形山は、丸山、唐松岳、裸山、頂上（奥仙重）から成る標高2,052mの山であり、多くの動植物が生息し、頂稜部にカラマツやコメツガ、シラビソなどの原生林が残る豊かな自然環境に恵まれ、これまでも自然環境を保全する取り組みやトレッキング等を楽しむ場として多くの人々に愛されてきた。

また、伊奈ヶ湖周辺施設（以下「エコパ伊奈ヶ湖」という。）は、昭和43年に明治1000年を記念して楡形山山麓に整備された森林公園であり、宿泊及び研修施設、テントサイトやBBQ場のアウトドアレジャー施設が所在しており、多くの人々に親しまれてきた。

平成26年6月には、本業務区域である楡形山及びエコパ伊奈ヶ湖を含む、山梨・長野・静岡3県の10市町村にまたがる南アルプス山域が、地域の豊かな生態系や生物多様性を保全し、自然を学ぶとともに、文化的にも経済・社会的にも持続可能な発展を目指す「南アルプスユネスコエコパーク」（以下「エコパーク」という。）に指定された。

豊かな自然環境を守りつつ、多彩な資源を活かし、「学び・癒し・楽しむ場」として活用を目指すエコパークの理念を具現化するものとして、楡形山及びエコパ伊奈ヶ湖の保全活用が強く求められているところである。

交流人口の増加が見込まれるにあたり、訪れた人に魅力を伝え、自然を満喫してもらうための保全活用の基本構想を策定するものである。

3 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和6年3月22日までとする。

4 業務の実施

- (1) 受注者は、本特記仕様書のほか、関係法令及び通達、山梨県及び南アルプス市の条例等に基づき業務を実施しなければならない。
- (2) 受注者は、業務の実施にあたっては、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解し、適切な人員配置をした上で業務を進める。
- (3) 受注者は、業務の進捗に関して、発注者に対して定期的な報告を行う。
- (4) 一括再委託は認めない。本業務の一部を再委託する場合は、予め発注者の承認を得ること。
- (5) 資料等については、必要に応じて貸与する。返還の指示があった場合及び業務完了時には直ちに返却すること。貸与した資料等を万が一、紛失、破損した場合は、弁償を求められることがある。

(6) 業務の実施に関し、疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。

5 業務範囲

本業務の業務範囲は、山梨県南アルプス市内とする（位置図のとおり）。

6 業務工程表等の提出

(1) 受注者は、各作業を履行期間内に延滞なく完了させるために必要な作業を立案し、以下の書類を提出し、発注者の承認を得ること。なお、提出した書類の記載事項に追加及び変更が生じた場合には、速やかに発注者に文書で提出し承認を得ること。

- ① 業務工程表
- ② 主任技術者通知書（履歴書添付）
- ③ その他、発注者が必要とする事項

7 打合せ及び記録簿

業務の円滑な進捗及び成果品の質の向上を図るため、受注者と発注者は十分な打合せを行うものとし、打合せ後速やかに打合せ記録簿を作成し、発注者の承認を得るものとする。

8 業務内容

8-1 現状と課題等の整理

(1) 楡形山の保全と活用

- ① 現状把握（環境調査含む）
保全活動や活用状況を把握するとともに、各種資料や楡形山に関する各種団体のヒアリング結果を参考に自然環境を把握し、必要に応じて現地調査を実施する。
- ② 課題の整理
①同様、各種団体のヒアリング結果を参考に、自然環境を保全していく上で支障となっている事象や利用における課題の抽出を行う。
- ③ 関係法令等の整理
保全及び活用事業実施に係る関係法令等の整理を行う。

(2) エコパ伊奈ヶ湖の保全と活用

- ① 現状把握（環境調査含む）
保全活動や活用状況を把握するとともに、各種文献や楡形山に関する各種団体のヒアリング結果を参考に自然環境を把握し、現地調査を実施する。
- ② 課題の整理
自然環境を保全していく上で支障となっている事象や利用における課題の抽出、
①同様、各種団体のヒアリング結果や施設利用者アンケート結果を参考にする。
- ③ 関係法令等の整理
保全及び活用事業執行における関係法令等の整理を行う。

8-2 保全及び活用の方向性の検討

保全及び活用の基本コンセプトを策定する。

(1) 楡形山の保全と活用の基本コンセプト

(2) エコパ伊奈ヶ湖の保全と活用の基本コンセプト

① エコパ伊奈ヶ湖の誘客ターゲットの検討

エコパ伊奈ヶ湖の来訪者に対するアンケート結果やアウトドアレジャー市場の動向、近隣類似施設の状況を分析するとともに、令和6年にオープン予定の南アルプスIC周辺の大型交流拠点の入れ込み客層の予測を分析し、誘客ターゲットを検討する。

② 市民向け

市民の憩いの場として、また環境教育の場としての保全・活用コンセプトを作成する。

③ 誘客向け

持続可能な着地型観光の創出のため、また南アルプスIC周辺施設からの誘客回遊の受け皿としての保全・活用コンセプトを作成する。

8-3 保全及び活用の基本構想の検討

上記8-2の基本コンセプトに基づき、基本構想をまとめる。

(1) 楡形山の保全及び活用基本構想

① 保全エリア及び活用エリアのゾーニングの検討

② 保全及び活用事業の検討

上記①のゾーニング後の保全及び活用事業について、ハード及びソフト両面から事業検討し、構想をイメージ図にまとめる。

ア ハード整備項目の検討

イ ソフト事業項目の検討

(2) エコパ伊奈ヶ湖の保全及び活用基本構想

① 保全エリア及び活用エリアのゾーニングの検討

活用エリアについては、更に「学び」「癒し」「楽しみ」のエリアに細分化すること。

なお、現状の機能（テント場等）の移転や新規施設・機能の導入も可能とし、関係法令等の整理に基づきゾーニングをまとめること。

② 保全及び活用事業の検討

上記①のゾーニング後の保全及び活用事業について、ハード及びソフト両面から事業検討し、構想をイメージ図にまとめる。

ア ハード整備項目の検討

イ ソフト事業項目の検討

9 検査

業務が完了した時は、業務完了報告書を提出するとともに成果品を提出し、発注者の検査を受けること。業務完了期限前であっても、発注者が予め成果品の提出期限を指定した場合には、その指定する期限までにその時点における成果品を提出し、検査を受けること。

なお、成果品の提出にあたっては、南アルプス市委託書類簡素化一覧表を確認し、漏れがないよう報告書に沿って書類を提出すること。

10 成果品

(1) 提出する成果品

報告書として基本構想をまとめ、紙媒体2部及びPDFデータをCD-Rに格納して1枚提出すること。報告書はA4判縦書きを原則とするが、図面については、A4判横、A3判横(折込可)としてもよい。併せて、成果品引渡書を提出すること。

11 成果品の帰属

本業務における成果については、全て発注者に帰属するものであり、発注者の承諾を得ずに複製したり、他に公表したりしてはならない。また、履行に当たり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受注者の責任において処理するものとする。

12 その他

- (1) 受注者は、本業務に関して知り得た個人情報や企業情報等の秘密を厳守し、他へ漏らしてはならない
- (2) 本仕様書に記載がない事項及び記載内容に変更や疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定する。